

高事第1788号
令和2年9月4日

各市町村高齢者福祉施設主管部長様

大阪府福祉部高齢介護室長
大阪府健康医療部保健医療室長

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）について

平素は、大阪府政へのご理解・ご協力をいただき御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症に対する取組みにつきましても、ご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、従前、PCR検査での陰性確認が退院基準とされていたところ、令和2年5月29日付厚生労働省通知によりPCR検査を必須とせず、令和2年6月12日付厚生労働省通知により「発症日から10日間経過し、かつ症状軽快後72時間経過した場合」などに退院としてよいこととして取扱いが変更されています。

これは、国内外の知見により、発熱等の症状が出てから7日～10日程度経過すると感染性が急激に低下し、感染性が極めて低いことがわかつてきたためです（令和2年8月21日付厚生労働省事務連絡 Q&A⑯）。

つきましては、新型コロナ患者受入病床の確保の観点から、施設入所者が発症し陽性と確認されて入院となった場合、上記の基準に従って退院となった際には、施設において円滑に受け入れていただきますよう、所管の施設への周知をお願いいたします。

また、職員の就業制限の解除についても、宿泊療養又は自宅療養の解除の基準を満たした時点で、同時に就業制限の解除の基準を満たすこととして差し支えないこと（解除時のPCR検査は必須ではないこと。）とされておりますので、あわせてご周知ください。

別添

- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）
(令和2年5月29日健感発0529第1号)
(令和2年6月12日健感発0612第1号)・概要
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者及び無症状病原体保有者の退院の取扱いに関する質疑応答集（Q&A）の一部改正について（令和2年8月21日事務連絡）
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条に規定する就業制限の解除に関する取扱いについて」（令和2年5月1日事務連絡）

（問い合わせ先）

大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課

施設指導グループ：新、大森

電話：06-6944-7203

メール：koreikaigo-g08@sbox.pref.osaka.lg.jp

事務連絡
令和2年5月1日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条
に規定する就業制限の解除に関する取扱いについて

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第18条に規定する就業制限の解除に関する取扱いを下記のとおり取りまとめましたので、その運用に当たって御留意いただきますようお願いします。

＜参考：本事務連絡の概要＞

- 就業制限の解除については、宿泊療養又は自宅療養の解除の基準を満たした時点で、同時に就業制限の解除の基準を満たすこととして差し支えないこと（解除時のPCR検査は必須ではないこと）。
- 就業制限解除の確認を求められた場合には、就業制限の解除の基準を満たすこと又は宿泊療養又は自宅療養を開始した日から14日間経過したことを確認すること。
- 就業制限の解除については、医療保健関係者による健康状態の確認を経て行われるものであるため、解除された後に職場等で勤務を開始するに当たり、職場等に証明を提出する必要はないこと。

記

(1) 宿泊療養又は自宅療養における就業制限の解除について

- 就業制限の解除については、宿泊療養又は自宅療養の解除の基準^(※1)を満たした時点で、同時に就業制限の解除の基準を満たすこととして差し支えない（解除時のPCR検査は必須ではない）。

※1 「新型コロナウィルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」（令和2年4月2日付け事務連絡）2.（2）

- 原則として、退院基準と同様の基準により、宿泊療養又は自宅療養を解除するものとする。
※ 退院については、症状の軽快が確認されてから24時間後にPCR検査を実施し、陰転化が確認された場合には、当該検査に係る検体採取から24時間以後に再度検体採取を実施。2回連続でPCR検査での陰性が確認された場合に、退院可能となる。
- ただし、宿泊療養中又は自宅療養中の軽症者等にPCR検査を実施する体制をとることにより、重症者に対する医療提供に支障が生じるおそれがある場合には、宿泊療養又は自宅療養を開始した日から14日間経過したときに、解除することができることとする。その際、当該14日間は、保健所（又は保健所が委託した者）が健康観察を実施し、症状に大きな変化がある等の場合は、医師の診察を受け、必要な場合には入院することとする。

(2) 就業制限解除の確認及び証明について

- 感染症法第18条第3項の規定に基づき、就業制限の適用を受けている者又はその保護者から、就業制限の対象者ではなくなったことの確認を求められた場合については、当該地域の状況に応じて、以下のいずれかに該当する旨を確認することとする。
 - ① 就業制限の解除の基準を満たすこと（症状の軽快が確認されてから（無症状病原体保有者については陽性の確認から）24時間後にPCR検査を実施し、陰転化が確認された場合には、当該検査に係る検体採取から24時間以後に再度検体採取を実施して2回連続でPCR検査での陰性が確認されたこと）
 - ② 宿泊療養又は自宅療養を開始した日から14日間経過したこと
- なお、就業制限の解除については、医療保健関係者による健康状態の確認を経て行われるものであるため、解除された後に職場等で勤務を開始する

に当たり、職場等に証明を提出する必要はない。本取扱いは、厚生労働省本省から各都道府県労働局にも通知している。^(※2)

※2 「新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）」10 その他（職場での嫌がらせ、採用内定取消し、解雇・雇止めなど）（問6）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00007.html

<検査結果の証明について>

問6) 労働者を就業させる上で、労働者が新型コロナウイルス感染症に感染しているかどうか確認することはできますか。

答6) 現在、PCR検査は、医師が診療のために必要と判断した場合、又は、公衆衛生上の観点から自治体が必要と判断した場合に実施しています。そのため、医師や自治体にPCR検査が必要と判断されていない労働者について、事業者等からの依頼により、各種証明がされることはありません。

また、新型コロナウイルス感染症患者については、医療保健関係者による健康状態の確認を経て、入院・宿泊療養・自宅療養を終えるものであるため、療養終了後に勤務等を再開するに当たって、職場等に、陰性証明を提出する必要はありません。

PCR検査を実施した医療機関や保健所において、各種証明がされるかどうかは、医療機関や保健所によって取扱いが異なりますが、国内での感染者数が増える中で、医療機関や保健所への各種証明の請求についてはお控えいただくよう、お願いします。

なお、PCR検査では、検体採取の際の手技が適切でない場合や、検体を採取する時期により、対象者のウイルス量が検出限界以下となり、最初の検査で陰性になった者が、その後陽性になる可能性もあり得ます。

(参考)

- 令和2年3月19日事務連絡「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制に関する補足資料の送付について（その7）」（厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制についてのQ&A」2. 帰国者・接触者外来について（20）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000621714.pdf>

以上

健感発0529第1号
令和2年5月29日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナ
ウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）における新型コロナウイルス感染症の患者及び無症状病原体保有者の退院の取扱いについて、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和2年2月6日健感発0206第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）を別添のとおり一部改正しますので、十分御承知の上、その取扱いに遺漏のないようご対応をお願いいたします。

本通知による改正後の取扱いについては、本日より適用することとします。なお、既に新型コロナウイルス感染症の患者又は無症状病原体保有者として入院している者について、本通知による改正前の退院の取扱いに基づき検体採取等を行っている場合については、従前のとおり取り扱って差し支えないものとします。

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和2年2月6日健感発0206第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）

新	旧
<p>第1 退院に関する基準</p> <p>新型コロナウイルス感染症の患者について、<u>新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第3条において準用する法第22条の「病原体を保有していないこと」とは、原則として次の①に該当する場合とする。ただし、次の②に該当する場合も差し支えないこととする。</u></p> <p>① 発症日から14日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合</p> <p>② 発症日から10日経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合</p> <p>また、無症状病原体保有者については、発症日から14日間経過した場合に、退院の基準を満たすものとする。</p> <p>発症日とは、患者が症状を呈し始めた日とし、無症状病原体保有者又は発症日が明らかでない場合については、陽性確</p>	<p>第1 退院に関する基準</p> <p>新型コロナウイルス感染症の患者について、<u>法第26条において準用される法第22条の「症状が消失したこと」とは、37.5度以上の発熱が24時間なく、呼吸器症状が改善傾向であることに加え、24時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合とする。</u></p> <p><u>上記の核酸増幅法の検査の際に陽性が確認された場合は、24時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法の検査を繰り返すものとする。</u></p> <p><u>また、無症状病原体保有者については、陽性の確認から24時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合とする。</u></p> <p><u>上記の核酸増幅法の検査の際に陽性が確認された場合は、</u></p>

定に係る検体採取日とする。症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。

上記の核酸増幅法の検査の際に陽性が確認された場合は、24時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法の検査を繰り返すものとする。(①に該当した場合を除く)

なお、患者が再度症状を呈した場合や無症状病原体保有者が新たに症状を呈した場合は、症状軽快後に上記の場合に該当するまで退院の基準を満たさないものとする。

第2 就業制限に関する基準

(略)

24時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法の検査を繰り返すものとする。

なお、患者が再度症状を呈した場合や無症状病原体保有者が新たに症状を呈した場合は、37.5度以上の発熱が24時間なく、呼吸器症状が改善傾向となるまで退院の基準を満たさないものとする。

第2 就業制限に関する基準

(略)

健感発0612第1号
令和2年6月12日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）における新型コロナウイルス感染症の患者及び無症状病原体保有者の退院の取扱いについて、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和2年2月6日健感発0206第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）を別添のとおり一部改正しますので、十分御承知の上、その取扱いに遺漏のないようご対応をお願いいたします。

本通知による改正後の取扱いについては、本日より適用することとします。なお、既に新型コロナウイルス感染症の患者又は無症状病原体保有者として入院している者に関して、新型コロナウイルス感染症の患者については発症日に、無症状病原体保有者については陽性確定に係る検体採取日に、それぞれさかのぼって改正後の退院に関する基準を適用することとします。

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和2年2月6日健感発0206第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）

新	旧
<p>第1 退院に関する基準</p> <p>新型コロナウイルス感染症の患者について、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第3条において準用する法第22条の「病原体を保有していないこと」とは、原則として次の①に該当する場合とする。ただし、次の②に該当する場合も差し支えないこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 発症日から<u>10</u>日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合 ② 発症日から<u>10</u>日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合また、<u>新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者</u>については、原則として次の③に該当する場合に、退院の基準を満たすものとする。ただし、次の④に該当する場合も退院の基準を満たすものとして差し支えないこととする。 	<p>第1 退院に関する基準</p> <p>新型コロナウイルス感染症の患者について、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第3条において準用する法第22条の「病原体を保有していないこと」とは、原則として次の①に該当する場合とする。ただし、次の②に該当する場合も差し支えないこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 発症日から<u>14</u>日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合 ② 発症日から<u>10</u>日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合また、<u>無症状病原体保有者</u>については、<u>発症日から14日間経過した場合に、退院の基準を満たすものとする。</u>

③ 発症日から 10 日間経過した場合

④ 発症日から 6 日間経過した後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

発症日とは、患者が症状を呈し始めた日とし、無症状病原体保有者又は発症日が明らかでない場合については、陽性確定に係る検体採取日とする。症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。

上記の核酸増幅法の検査の際に陽性が確認された場合は、24 時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法の検査を繰り返すものとする。(①又は③に該当した場合を除く)

なお、患者が再度症状を呈した場合や無症状病原体保有者が新たに症状を呈した場合は、症状軽快後に上記の場合に該当するまで退院の基準を満たさないものとする。

第 2 就業制限に関する基準

(略)

発症日とは、患者が症状を呈し始めた日とし、無症状病原体保有者又は発症日が明らかでない場合については、陽性確定に係る検体採取日とする。症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。

上記の核酸増幅法の検査の際に陽性が確認された場合は、24 時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法の検査を繰り返すものとする。(①に該当した場合を除く)

なお、患者が再度症状を呈した場合や無症状病原体保有者が新たに症状を呈した場合は、症状軽快後に上記の場合に該当するまで退院の基準を満たさないものとする。

第 2 就業制限に関する基準

(略)

退院基準・解除基準の改定

- ・有症状者に関する退院基準について、WHO（世界保健機関）の基準が短縮（14日→10日）されたことを踏まえ、有症状者の退院基準について期間の短縮（14日→10日）を行う。
- ・また、無症状病原体保有者の退院基準についても、無症状病原体保有者に関する新たな知見が明らかになったことを踏まえ、CDC（米国疾病予防管理センター）の基準も参考にし、時間の経過に基づく基準に加え、新たに、PCR検査による退院基準を設定することとする。

退院基準の改定

1. 有症状者（注1）の場合

- ① 発症日（注2）から10日間経過し、かつ、症状軽快（注3）後72時間経過した場合、退院可能とする。
- ② 症状軽快後24時間経過した後、24時間以上間隔をあけ、2回のPCR検査（注4）で陰性を確認できれば、退院可能とする。

2. 無症状病原体保有者の場合

- ① 検体採取日（注5）から10日間経過した場合、退院可能とする。
- ② 検体採取日から6日間経過後、24時間以上間隔をあけ2回のPCR検査陰性を確認できれば、退院可能とする。

※ 10日以上感染性を維持している可能性がある患者（例：重度免疫不全患者）では、地域の感染症科医との相談も考慮する。

※ 退院基準・解除基準の改定時にすでに有症状者・無症状病原体保有者に該当している場合には、発症日等にさかのぼって新たな退院基準・解除基準を適用する。

【改定前の退院基準】

1. 有症状者の場合：①発症日から14日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合、退院可能とする。
②発症日から10日間経過する前に症状軽快した場合、症状軽快後24時間経過後、24時間以上間隔をあけ2回のPCR検査陰性を確認できれば退院可能とする。
2. 無症状者の場合：発症日から14日間経過した場合に、退院可能とする。

宿泊療養等の解除基準の改定

退院基準の改定案と同様とする。

【改定前の宿泊療養等の解除基準】

発症日から14日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合、解除可能とする。

注1 重症化リスクがない者等で、医師が必ずしも入院が必要な状態ではないと判断した場合には、宿泊療養等で療養する。

注2 症状が出始めた日とし、発症日が明らかではない場合には、陽性確定に係る検体採取日とする。

注3 解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合をいう。注4 その他の核酸增幅法を含む。注5 陽性確定に係る検体採取日とする。

注6 退院後に再度陽性となった事例もあることから、退院・解除後4週間は自ら健康観察を行い、症状が出た場合には、速やかに帰国者・接触者相談センターへ連絡し、その指示に従い、医療機関を受診する。

(参考) 期間計算のイメージ図

【有症状者の場合】

- ① 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合、退院可能



- ② 症状軽快後24時間経過した後、24時間以上間隔をあけ、2回のPCR等検査で陰性を確認できれば、退院可能



【無症状病原体保有者の場合】

- ① 検体採取日（陽性確定に係る検体採取日）から10日間経過した場合、退院可能



- ② 検体採取日から6日間経過後、24時間以上間隔をあけ2回のPCR等検査で陰性を確認できれば、退院可能



事務連絡
令和2年8月21日

各 $\left\{ \begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特別区} \end{array} \right\}$ 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者及び無症状病原体保有者の退院の取扱いに関する質疑応答集（Q&A）の一部改正について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者及び無症状病原体保有者の退院の取扱いに関する質疑応答集（Q&A）について（令和2年7月17日付け事務連絡）を別添のとおり一部改正しましたので、御了知いただくとともに、関係機関への周知をお願いします。

【改正の概要】※改正箇所は下線のとおり。

- 問⑤ 補足説明の追加
- 問⑯、問⑰及び問⑱ 追加

退院基準に関するQ & A（令和2年8月21日版）

- ① 発症日から10日間経過の中に、症状軽快後72時間を含めて考えてよいですか。 2
- ② 今般の退院基準については、透析患者やがん患者、妊産婦などの配慮が必要なハイリスク者についても、同様に適用されることと理解してよろしいですか。 2
- ③ 症状の軽快とは何をもって軽快というのか。基本的には担当医の判断ということでよいですか。 2
- ④ 呼吸器症状は残っていますが、PCR検査の結果陰性であった場合には、退院又は入院勧告を解除して差し支えないですか（肺障害が残存し、気管切開して長期人工呼吸器管理になった場合等）。 2
- ⑤ 唯一の症状が味覚・嗅覚障害である場合は、それを自覚した日が発症日ですか。また、それが軽快しない場合はどうすればよいですか。 3
- ⑥ 2回のPCR検査の結果、陽性であった場合であっても、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合には退院可能ですか。陽性であっても退院できる理由も併せて教えてください。 3
- ⑦ 退院基準の条件を満たしても、何らかの理由で感染性が依然として高いという懸念が担当医から示されている場合は、都道府県知事等の判断で入院勧告の延長は可能ですか。また、その場合の入院医療費は、引き続き公費負担の対象となりますか。 3
- ⑧ 2回のPCR検査の考え方ですが、1回目陰性、2回目陽性、3回目陰性の場合には退院可能ですか（連続2回ではなく累計2回の陰性で退院可能なのですか）。 3
- ⑨ 無症状病原体保有者が、新たに症状を呈した場合には、その時点を発症日0日目として新たに退院基準の流れとなりますか。 4
- ⑩ 有症状者が一旦症状軽快し、その後、再度症状が再燃した場合には、再燃の時点を0日目と起算するのですか、それとも初回の発症日を0日目としたままでよいのですか。 4
- ⑪ PCR検査の陽性判明時点において、既に発症から10日間経過し、症状軽快後72時間経過し、退院基準を既に満たしていた場合には、入院勧告は不要ですか。 4
- ⑫ 「解熱剤を使用せずに解熱し」とありますが、呼吸器症状など他の症状については、対症療法薬を使用していても「軽快した」とみなせるのですか。 4
- ⑬ 「10日間経過」には時間の概念は含まれないのですか（無症状者の場合は、陽性確定に係る検体採取が朝7:00の場合と深夜23:50の場合で経過日数の計算に違いがありますか）。 4
- ⑭ 退院基準を満たすと、有症状者が無症状病原体保有者よりも早く退院できることになるのはどうしてでしょうか。 5
- ⑮ 無症状病原体保有者の退院基準に6日間経過とあるが、この根拠は何ですか。 5
- ⑯ 医療機関における「新型コロナウイルスの陰性が確認され退院される患者の方々へ」の配布について（令和2年3月6日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）の退院される患者の方々への留意事項は、退院基準の内容が改正された現時点でも有効ですか。 5
- ⑰ PCR検査を行わずに退院した場合も含めて、他者に感染させるおそれがないということなので、退院基準を満たして退院した方を受け入れる場合については、感染したことがない方と同様の対応を求めてよいでしょうか。 5
- ⑱ 退院基準を満たした後の患者の診療を、過去に新型コロナウイルス感染症に感染していたことなどを根拠に断ることは可能でしょうか。 6

① 発症日から 10 日間経過の中に、症状軽快後 72 時間を含めて考えてもよいですか。

(答)

お見込みのとおりです。

なお、10 日間と 72 時間の考え方を整理すると以下のとおりです。

- ・ 10 日よりも前に症状軽快し、かつ、10 日よりも前に 72 時間経過した場合、10 日間経過で退院可。
- ・ 10 日よりも前に症状軽快し、10 日よりも後に、72 時間経過した場合、72 時間経過後に退院可。

② 今般の退院基準については、透析患者やがん患者、妊産婦などの配慮が必要なハイリスク者についても、同様に適用されることと理解してよろしいですか。

(答)

お見込みのとおりです。

③ 症状の軽快とは何をもって軽快というのか。基本的には担当医の判断ということですか。

(答)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和 2 年 2 月 6 日 健感発 0206 第 1 号 厚生労働省健康局結核感染症課長通知）の「第一 退院に関する基準」において、「症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする」とお示ししています。

なお、個別具体的な症状軽快の判断については、お見込みのとおり担当医の判断になるものと考えます。

④ 呼吸器症状は残っていますが、PCR 検査の結果陰性であった場合には、退院又は入院勧告を解除して差し支えないですか（肺障害が残存し、気管切開して長期人工呼吸器管理になった場合等）。

(答)

PCR 検査結果等を加味して、担当医において感染症のまん延のおそれがないと判断される場合には、都道府県において退院又は入院勧告を解除して差し支えありません。

- ⑤ 唯一の症状が味覚・嗅覚障害である場合は、それを自覚した日が発症日ですか。また、それが軽快しない場合はどうすればよいですか。

(答)

前段はお見込みのとおりです。

後段については、感染性が極めて低くなると考えられている期間（症状発症から 10 日間）を超えて、味覚・嗅覚障害が一定期間残る場合があるとの報告もあります。そのため、味覚・嗅覚障害が残っていても解熱剤を使用せずに解熱しており、かつ、呼吸器症状が改善傾向である場合には、退院可能です。個別の判断については担当医の判断に基づいて決定してください。

- ⑥ 2回のPCR検査の結果、陽性であった場合であっても、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合には退院可能ですか。陽性であっても退院できる理由も併せて教えてください。

(答)

お見込みのとおりです。

また、国内外の知見によると、発熱等の症状が出てから7日～10日程度経つと、新型コロナウイルス感染者の感染性は急激に低下し、PCRで検出される場合でも、感染性は極めて低いことがわかつってきたため、入院や療養生活が始まってから、こうした期間が経過したかどうかと、各種検査の結果を総合判断して、元の生活への復帰を判断することとしました。

- ⑦ 退院基準の条件を満たしても、何らかの理由で感染性が依然として高いという懸念が担当医から示されている場合は、都道府県知事等の判断で入院勧告の延長は可能ですか。また、その場合の入院医療費は、引き続き公費負担の対象となりますか。

(答)

お見込みのとおりです。

ただし、協議会において慎重に判断してください。なお、入院措置の解除後も引き続き新型コロナウイルス感染症以外の理由で入院延長となる場合には、延長となった部分については公費負担の対象とはなりません。

- ⑧ 2回のPCR検査の考え方ですが、1回目陰性、2回目陽性、3回目陰性の場合には退院可能ですか（連続2回ではなく累計2回の陰性で退院可能なのですか）。

(答)

2回連続で陰性となるまでは、退院基準を満たさないものと考えます。

⑨ 無症状病原体保有者が、新たに症状を呈した場合には、その時点を発症日〇日目として新たに退院基準の流れとなりますか。

(答)

お見込みのとおりです。

⑩ 有症状者が一旦症状軽快し、その後、再度症状が再燃した場合には、再燃の時点を〇日目と起算するのですか、それとも初回の発症日を〇日目としたままでよいのですか。

(答)

①同一の入院措置期間中に、症状が再燃した場合には、初回の症状発生日を〇日目と考えますが、「症状軽快」については、最後にあった症状が軽快するまで満たさないものとします。

②一旦退院した場合の再燃については、新たに症状が認められた日を発症日としてください。

また、再燃の判断については、担当医の判断に基づいて決定してください。

⑪ PCR検査の陽性判明時点において、既に発症から10日間経過し、症状軽快後72時間経過し、退院基準を既に満たしていた場合には、入院勧告は不要ですか。

(答)

都道府県知事（保健所）等が、感染症のまん延のおそれがないと判断する場合には入院勧告は不要と考えられますが、個別の事案に応じて十分に御検討ください。

⑫ 「解熱剤を使用せずに解熱し」とありますが、呼吸器症状など他の症状については、対症療法薬を使用していても「軽快した」とみなせるのですか。

(答)

担当医の判断で「軽快した」と判断されるのであれば、必ずしも対症療法を全て終了する必要はないものと考えます。

⑬ 「10日間経過」には時間の概念は含まれないので（無症状者の場合は、陽性確定に係る検体採取が朝7:00の場合と深夜23:50の場合で経過日数の計算に違いがあります）。

(答)

時間の確定ができる場合、時間の概念を含めて考えて差し支えありません。

陽性確定に係る検体採取が朝7時の場合、翌朝7時で1日経過、深夜23時50分の場合、翌23時50分で1日経過となります。

⑭ 退院基準を満たすと、有症状者が無症状者病原体保有者よりも早く退院できることになるはどうしてでしょうか。

(答)

無症状者病原体保有者は、今後発症し、感染性が高くなる可能性があることを考慮しています。

⑮ 無症状病原体保有者の退院基準に6日間経過とあるが、この根拠は何ですか。

(答)

ダイヤモンド・プリンセス号における無症状病原体保有者の感染性に関する研究やCDC(米国疾病予防管理センター)の基準などを参考にしています。

⑯ 医療機関における「新型コロナウイルスの陰性が確認され退院される患者の方々への配布について（令和2年3月6日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）の退院される患者の方々への留意事項は、退院基準の内容が改正された現時点でも有効ですか。

(答)

お見込みのとおりです。

退院後4週間は、記載された事項について留意いただくよう周知をお願いします。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000609163.pdf>

⑰ PCR検査を行わずに退院した場合も含めて、他者に感染させるおそれがないということなので、退院基準を満たして退院した方を受け入れる場合については、感染したことがない方と同様の対応を求めてよいでしょうか。

(答)

お見込みのとおりです。

また、国内外の知見によると、発熱等の症状が出てから7日～10日程度経つと、新型コロナウイルス感染者の感染性は急激に低下し、PCR検査等で陽性の結果が出る場合でも、感染性は極めて低いことがわかつたため、PCR検査を行わない場合も含めて、退院基準を満たして退院した後の活動の制限などは設けておりません。

したがいまして、退院基準を満たした後の日常的な生活において、過去に新型コロナウイルス感染症に感染していたこと等を理由として訪問や面会を断るなどの他者と異なる対応を行うことは、望ましくなく、感染したことのない方と同様の対応とするよう関係者に周知するようにしてください。

(18) 退院基準を満たした後の患者の診療を、過去に新型コロナウイルス感染症に感染していたことなどを根拠に断ることは可能でしょうか。

(答)

退院基準を満たした後の患者については、国内外の知見によると、発熱等の症状が出てから7日～10日程度経つと、新型コロナウイルス感染者の感染性は急激に低下し、PCRで検出される場合でも、感染性は極めて低いことがわかつたため、これらの患者から診療を求められた場合に、過去に新型コロナウイルス感染症に感染していたことのみを理由に診療を拒否することは、医療機関が患者の診療を拒否する正当な事由があるものとは言えません。